

常德寺庭園保存対策協議会設置要綱

(協議会の目的及び設置)

第1条 常德寺庭園保存対策協議会(以下「協議会」という。)は、名勝常德寺庭園(以下「庭園」という。)の歴史的価値を認識し、その保存・活用を図ることを目的とし設置する。

(協議会の職務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庭園の整備・保存・活用に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は山口市副市長、副会長は山口市教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 山口市総合政策部長、経済産業部長、都市整備部長、教育部長、阿東総合支所長
 - (2) 山口県教育庁社会教育・文化財課長
 - (3) 学識経験者
- 4 前項第3号は、庭園の整備・保存・活用に関し専門的知識を有する者の中から、市長が委嘱する。

(幹事会)

第4条 庭園の保存・活用に関する庁内調整を図るため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は教育部次長、幹事は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(専門委員会)

第5条 第2条に掲げる事項を専門的に協議し、また、庭園の調査研究を推進するため、協議会に専門委員会を設置する。

- 2 専門委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会、幹事会及び専門委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 幹事会の議長は、幹事の互選で定める。

4 専門委員会の議長は、専門委員の互選で定める。

5 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員あるいは幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、山口市教育委員会文化財保護課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1(幹事)

教育部次長
企画経営課長
財政課長
文化政策課長
観光課長
都市計画課長
文化財保護課長
阿東総合支所長 (委員と兼務)

別表2(省略)